



発行：大阪市企業人権推進協議会 / 〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号

会長就任にあたって

大阪市企業人権推進協議会
会長 木村 一尋



今年5月の総会におきまして、当協議会の会長に選任されました株式会社クボタの木村でございます。会長就任にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

会員企業の皆さまにおかれましては、平素より当協議会の事業運営や活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も何卒よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月より、2類相当感染症より5類感染症に変更となり、行動制限が撤廃されました。しかしながら、ゼロコロナとなったわけではありませんので、ウィズコロナの状況において、引き続き細心の注意を払い事業を推進していく所存でございます。

さて、最近の日本社会を取り巻く人権の問題について見てみますと、昨年から続くウクライナ問題や、就労問題・ヘイトスピーチをはじめとした外国人問題、性的マイノリティ(LGBTQ)に関する問題、また、インターネットを悪用し、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れるといった問題など、多くの問題を抱えた状況が続いています。

こういった状況の中、特に企業・ビジネスに関わる課題として、国連人権理事会において承認されました、「ビジネスと人権に関する指導原則」において、「国家の人権保護義務」「企業の人権尊重責任」「救済へのアクセス」という3本柱が規定されており、企業には、その企業活動およびバリューチェーンにおいて人権に関する諸権利を尊重する責任があることが明記され、人権尊重の具体的方法として「人権デュー・ディリジェンス」の実施も規定されました。それを受けて、

2020年に日本政府が『「ビジネスと人権」に関する行動計画』(NAP)を策定しました。そして、昨年9月に経済産業省より、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が出されました。その中で企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定・公表、人権デュー・ディリジェンスの実施、自社が人権への負の影響を引き起こした場合は助長している場合における救済が求められています。

この状況に対処するためには、企業のトップをはじめ従業員全員が、人権侵害をしてまでも遂行しなければならない業務は存在しないこと・ハラスメントで苦しむ人を出さないこと、また、人種・民族・国籍・宗教・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無などに関係なく、キャリアの機会を提供しダイバーシティの推進に取り組んでいくことなどが求められていることを常に意識するとともに、その実現のため、人権意識・知識をアップデートして業務に取り組むことが求められています。

当協議会の設立目的に「企業市民の立場から人権啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資する」とあります。この目的を再認識のうえ、「持続可能な人権CSRの担い手」として、2023年度事業計画に基づき、人権が尊重される企業作りのための諸施策を着実に推進すべく、尽力してまいります。

会員の皆さまや大阪市をはじめとする関係機関の皆さま方には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

人権が守られる社会を応援します 大阪市企業人権推進協議会

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催 ②人権情報の発信 ③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力 ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

回覧

大阪市企業人権推進協議会 2023年度の体制と主な活動方針

■活動基本方針

- ・人権を尊重した明るい社会づくりのために、さまざまな人権問題に取り組む企業組織として、組織の充実と活動の強化を図る
- ・経営環境が厳しいなか、人権を尊重とした企業経営の確立を促進するため、人権と経営の両面に役立つ事業活動に取り組む



■重点活動方針

- ① 組織力の強化
- ② 事業活動の活性化
- ③ 会員事業所の維持拡大
- ④ 大阪市委託事業の推進
- ⑤ 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

2023年度 役員体制

会 長	(株)クボタ	浪速区支部	副 会 長	損害保険ジャパン(株)	中央区支部
総括(企画)担当副会長	(株)クボタ	浪速区支部	副 会 長	住友電気工業(株)	中央区支部
総括(運営)担当副会長	関西ペイント(株)	中央区支部	副 会 長	野村證券(株) 大阪支店	中央区支部
副 会 長	(株)ダイエー	北区支部	副 会 長	グンゼ(株)	北区支部
副 会 長	大同生命保険(株)	西区支部			

5月26日(金)、「エル・おおさか」において2023年度の本部総会が開催され、代議員41名が出席し(委任状124名)、議案書にそって提案された全ての議案が全代議員賛成のもと、承認、可決されました。具体的な活動方針(抜粋)は、以下のとおりです。

1 組織力の強化

- ・本部体制の強化を図り、区支部幹事企業の拡大等、区支部組織の強化に向けた支援を行う。
- ・円滑な区支部活動のために、新任支部長・区支部役員に対する各種支援を行う。
- ・効果的な区支部活動のために、区支部の財政についてフォローする。
- ・「区支部運営マニュアル」にそった区支部体制を確立・維持する。
- ・区支部体制を維持しつつ、必要に応じて「合同区支部運営」等、効率的な運営方法を検討する。
- ・副会長会議・本部幹事会等、本部の取り組みにおける事務局機能を強化する。
- ・ホームページについては、組織力強化に向けた活用の推進を図る。

2 事業活動の活性化

- ・全会員対象に満足度・効果の高い研修事業を推進する。
- ・区支部における事業活動に対するサポートを継続する。
- ・積極的に会員特典・会員サービスの情報を提供し、会員企業に満足度の高い会員サービスを提供する。
- ・啓発視聴覚教材(DVD)を充実し、貸し出し事業の更なる活性化を図る。
- ・大阪市委託事業の取り組みを強化し、研修事業者として大阪市、その他関係機関並びに社会からの信頼が得られる事業活動に取り組む。
- ・ホームページ・SNSの効果的活用を推進する。

3 会員事業所の維持・拡大

- ・大阪府開催の公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」に参加する非会員に対する加入勧奨を推進する。
- ・研修事業に参加する非会員に対する加入勧奨活動を推進する。
- ・区支部総会実施時に議案書とともに当協議会の活動情報等を配布し、積極的なPRによる退会防止を図る。

4 大阪市委託事業の推進

- ・人権啓発基礎講座、人権啓発スキルアップ講座、経営層人権啓発講座、労務・人権啓発ブロック運営講座の開催を計画し、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の目的に資するよう市内企業・事業所等の人権に関する活動への支援を行う。
- ・講座開催にあたっては、対面形式を基本に一部はオンライン形式で開催する。

5 関係機関、関係団体との連携・協力の推進

- ・大阪府、大阪労働局、大阪市内公共職業安定所等の行政機関や(一社)部落解放・人権研究所、(一財)大阪府人権協会、大阪企業人権協議会等の人権啓発・研究団体とは、必要な事業連携を行い、協力関係を維持する。
- ・上記以外の各種人権啓発・研究団体とも必要な事業連携を行い、協力関係を維持する。

2023 年

本会の組織運営・発展に貢献された 企業ならびに功労者への会長表彰受賞の紹介

本部総会会場において、多年にわたり本会の組織運営・発展に貢献されました
会員事業所ならびに個人に中田会長から表彰状が贈られました。

● 功労企業

損害保険ジャパン株式会社(中央区)
のぞみ信用組合(中央区)
久保孝ペイント株式会社(東淀川区)
株式会社共和(西成区)

● 功労者

上田 治樹(株式会社ダイエー 北区)
柴田 敏夫(住友電気工業株式会社 中央区)
上野 慶子(大阪放送株式会社 港区)
木下 和子(公益財団法人大阪国際交流センター 天王寺区)



会長表彰の対象

功労企業：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として 4 年以上活動している事業所
功 労 者：大阪市企業人権推進協議会の会長、副会長、本部幹事、区支部長として 3 年以上任に就かれた個人



重点活動方針の「事業活動の活性化」の中の「区支部の取り組み」に区支部
会員対象に満足度・効果の高い研修事業を促進する、を掲げています。
今回は、2 つの区支部で実施した取り組みを報告します。

■中央区支部「企業人権啓発研修会」報告

テーマ：憲法上の人権と企業の役割 講師：木村 草太さん(東京都立大学 法学部 教授)



差別問題では、過去の裁判であった、入社試験時に
学生運動などを履歴書に記載しなかったことを理由とした
本採用拒否の問題や、男女別に異なる定年退職年齢を
規程とした就業規則の無効判決の解説があり、差別の
原因については、人に対する否定的な評価や、侮辱感
情から発生するものであるといった、差別のしくみに関す
る説明もありました。

また、学校現場で起こっている組体操時のケガについ
ては大きな社会問題ともなっており、著書の「ケガはつき
ものでは済まない」、「教育現場にありがちな『つきもの
論』とは」の内容を含めながらの解説もありました。

同性婚については、現行民法の規定から「夫婦」など

の婚姻関係の文言から、同性間の法律婚ができないと
されているため、戸籍事務もそのように解釈しているといっ
た現状をふまえながら、同性婚訴訟の争点についての説
明がありました。実際に起こっている身近な問題を、裁
判上の判決や判例など実際に起こった事例を題材とし、
著書や行政の見解も交えながら説明していただき理解し
やすい内容でした。企業における人権問題は過去からも
議論が続いています。人権や差別といった事に対し最近
では SNS 等により発信、拡散もされやすくなっており、
場合によっては大きな問題に発展してしまうこともあり得
ます。企業にとっても、人にとっても、人権や差別につい
ては正しい理解が必要であると感じました。

■北区支部「現地研修会」報告

北区支部では会員の役に立つ啓発事業の展開を意識
し、総会終了後に引き続き記念講演会を実施したり、日
帰り参加できる範囲内で「現地研修」を毎年継続的
に実施して会員間の交流を深めてきたが、コロナ禍で中
断し、「現地研修」は 3 年ぶりの開催になった。例年、
全会員を対象に参加の募集を案内し、バスを利用して日
帰り可能な人権関連施設の 2 ヶ所で研修しているが、
今年も同様となった。今回は、まず、龍野歴史文化資
料館を訪れ、館長の新宮義哲さんから龍野藩における
朝鮮通信使との交流の話を聴き、次の、室津フィールド

ワークでは室津港や室津海
駅館、賀茂神社について
ガイドの方から室津や朝鮮
通信使の歴史の説明を受
けながら案内された。室津では、朝鮮通信使の説明を
受け、相互が対等な関係を結びリスpektしあう交流を
していたことが分かり、現在の外交関係も学ぶことが多い
と感じました。また、奈良時代から良港として栄えた歴史
を学ぶとともに江戸時代では珍しい 2 階建てが許されて
いた町家も遠慮で低く見せていた話が印象的でした。





人権研修に使える新着DVDを購入しましたので、ご紹介します。
是非ご利用ください。「啓発ビデオ・DVD」の貸出しを希望される
場合は、当協議会ホームページの「人権啓発DVD はコチラ」から
お申込みください。

貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
許すな「えせ同和行為」 ～あなたの会社を 不当な要求から守ろう～ (2021年)	「えせ同和行為」とは、同和問題を口実に、企業・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、同和問題の解決を阻害するものです。本作品では、えせ同和行為をはじめとする不当要求行為の主な事例をドラマ形式で具体的に紹介し、この心構えと対策をわかりやすく紹介しています。	36分
アンコンシャス・バイアスをなくそう ～無意識の偏見のない誰もが 安心して働ける職場をめざして～ (2022年)	アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の偏見」「無意識の思い込み」といって、性別など人の属性に関して自分では気づかないうちにとってしまう、偏った考え方やものの見方を指します。この作品では、なぜ私たちは知らず知らずのうちに偏見や思い込みをもってしまうのか、アンコンシャス・バイアスを取り除くためにできることとは何か。そのポイントをご紹介します。	33分
職場のメンタルヘルス対策 セルフケア 全員編 (2021年)	セルフケアの基本は気づきとセルフコントロールです。この作品では、プロジェクトのリーダーと、畑違いの部署への異動をした中堅社員の事例から、ストレスへの気付き方、そして具体的な対処方法を見ていきます。	36分

これまでの行事と今後の予定



5月26日	本部総会(エル・おおさか)
6月	就職差別撤廃月間
6月～7月	各区支部総会(順次開催)
6月19日～7月7日	第1回人権啓発基礎講座【オンライン】
6月20日～21日	第48回部落解放・人権西日本夏期講座(松山市)
7月12日	第2回人権啓発基礎講座(阿倍野区民センター)
7月21日	同和・人権問題啓発講座(管理職層)
7月26日	多民族共生人権研究集会
8月 7日	新任区支部役員オリエンテーション(大阪産業創造館)
8月 7日	第1回本部幹事会(大阪産業創造館)
8月 7日～25日	第1回人権啓発スキルアップ講座【オンライン】
8月24日～25日	第54回部落解放・人権夏期講座(高野山)
9月15日	経営層人権啓発講座(エル・おおさか エル・シアター)
10月10日～27日	経営層人権啓発講座【オンライン】
10月 2日～31日	人権・同和問題企業啓発講座(第1部)【オンライン】
10月31日	労務・人権啓発講座(Aブロック)(北区民センター)
10月23日	第2回本部幹事会(大阪産業創造館)
11月 1日～30日	人権・同和問題企業啓発講座(第2部)【オンライン】
11月 6日～24日	労務・人権啓発講座(Cブロック)【オンライン】
11月30日	第2回人権啓発スキルアップ講座(クレオ大阪中央)
11月14日～15日	部落解放研究第56回全国集会(和歌山市)
12月 4日～22日	労務・人権啓発講座(Bブロック)【オンライン】

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び大阪市受託事業

会費納入のお礼

今年度の会費につきましては、多数の会員事業所様からお振込みをいただき、誠にありがとうございました。なお、まだ入金されていない会員事業所様には7月中旬に請求書を再送付させていただきますので、お振込みについて宜しく願いいたします。

ただいま、会員募集中!

現在、当協議会では、会員を募集しています。当協議会には、大阪市内の約2,500の事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行っています。

貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介ください。当協議会は「事業所」単位で入会していただいており、取り組みの“輪”を更に大きなものとしていくために、今一度ご確認の上、本社が入会されていても、支店が入会されていない場合や支店が入会されていても本社が入会されていない場合には、是非ご入会いただきますようお願いいたします。

※入会の手続きは、当協議会ホームページの「入会のご案内」から行うことができます。

ただいま、友だち募集中!

当協議会はLINE公式アカウントをはじめています!
ホームページ、人権啓発講座開催、人権情報などをご覧ください。

友だち追加ID @115fjdvu

QRコード



大阪市企業人権推進協議会

事務センター/
〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル 3号館303号

ホームページ

<https://www.oc-jinken.org>